

ID: 1963

担当部署: 町民生活課

処分の概要	熱中症対策普及団体の名称等の変更		
法令名 根拠条項	気候変動適応法施行規則 第8条第1項		
法令番号	令和6年環境省令第2号		
【基準】	<p>省令第8条の規定による。 (名称等の変更)</p> <p>第8条 熱中症対策普及団体(次項において「普及団体」という。)は、前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 普及団体は、前条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を市町村長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日